

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 2
- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 8

北九州市公告第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオートバックス小倉西港
北九州市小倉北区西港町30番50
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
代表取締役 堀井勇吾
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
代表取締役 小林喜夫巳
 - イ 変更後
株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
代表取締役 堀井勇吾
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
代表取締役 小林喜夫巳
 - イ 変更後

株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
代表取締役 堀井勇吾

4 変更の年月日

令和4年6月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年9月27日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年2月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年2月14日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パークプラザ三萩野

北九州市小倉北区吉野町101番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エフワイ

北九州市小倉南区上吉田四丁目14番22号

代表取締役 各務秀人

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンキュードラッグ

北九州市門司区黒川西三丁目1番13号

代表取締役社長 平野健二

他1者

(2) 変更後

エニック株式会社

京都市山科区小野西浦26番地

代表取締役 植本茂嘉

他1者

4 変更の年月日

令和4年9月8日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年9月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年2月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年2月14日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第700号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

八幡西区光明貸店舗

北九州市八幡西区光明一丁目1921番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 織田寛明

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

(2) 変更後

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 織田寛明

4 変更の年月日

令和4年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年9月30日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 2 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 4 年 1 2 月 2 9 日から令和 5 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 2 月 1 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第701号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
システム基盤の追加整備に伴う総合窓口システム対応業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年10月3日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社RKKCS
熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
- 5 契約金額
8,009万7,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため